

三鷹市公契約条例（仮称）に関するご意見

法政大学経営大学院 松本敦則教授

2025年8月1日（金）10:00～11:00

（1）公契約条例を中小企業へ広めるために

三鷹市内の事業者への周知が重要です。三鷹市が条例に基づいた受注をしてほしいと言う前に、「三鷹市は市内事業者や労働者を大切にするという基本的な考えを踏まえて条例を制定します。この条例に基づいた三鷹市の仕事の受注は事業者や労働者、地域経済にとってみな良い影響を与えることになります」と示すことが政策的に大事と思われます。

（2）中小企業への影響・波及効果

中小企業は従業員の労働環境に関する知識が十分でないという実情があります。そのような中、三鷹市が率先して公共分野において労働報酬下限額や労働環境の確認に取り組むことで、二次・三次下請の事業者が労働環境を適切に保つ動機になるかもしれない。また、労働環境への認識が広がることによって、その方々たちが受注する民間工事に波及する可能性も考えられます。

（3）報告書（労働報酬下限額が守られていること等を確認するための書類）について

事業者にとって、実態として何が負担になっているのかの調査、検討が必要です。その上で、労働報酬下限額の確認のための書式をあまりに簡素にすると不適正な事業者が参入するという懸念もありますので、ある程度の厳密さは必要と考えます。

（4）事業者の新規参入への試み

三鷹市の仕事を受注してみたいがやり方が分からないという市内事業者へのアプローチの一つとして「こういう事例があります。」という事例をHP等で公表できると、今まで受注に参加していなかった人たちへの動機付けになると思います。